

# 佐濃谷川水系流域治水プロジェクト

## 【参考資料】



# 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

## <治山事業>

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

### 治山事業(国庫事業)

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策  
(管内24箇所を実施(当該流域で1箇所実施))

荒廃した溪流の復旧(実施前)



荒廃した溪流の復旧(実施後)



### 保安林危険木重点事業(京都府単独事業)

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策  
(管内19箇所を実施(当該流域で2箇所実施))

流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施前)



流木の撤去及び捕捉施設の設置(実施後)



### 未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業(京都府森林環境税事業)

地域住民による危険木の撤去等を支援  
(管内でのべ5自治区で実施(当該流域で実施なし))

危険木の撤去(実施前)



危険木の撤去(実施後)

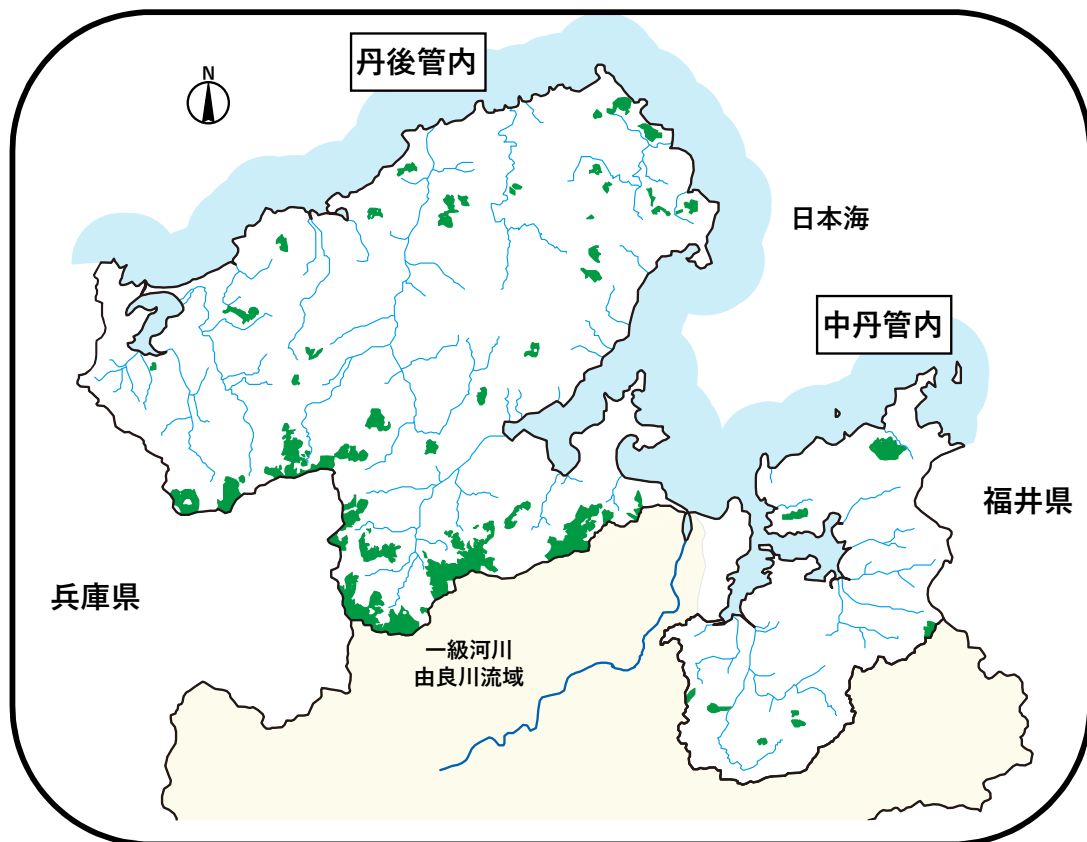


# 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

## ＜水源林造成事業による森林の整備・保全＞

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積 約4,440ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



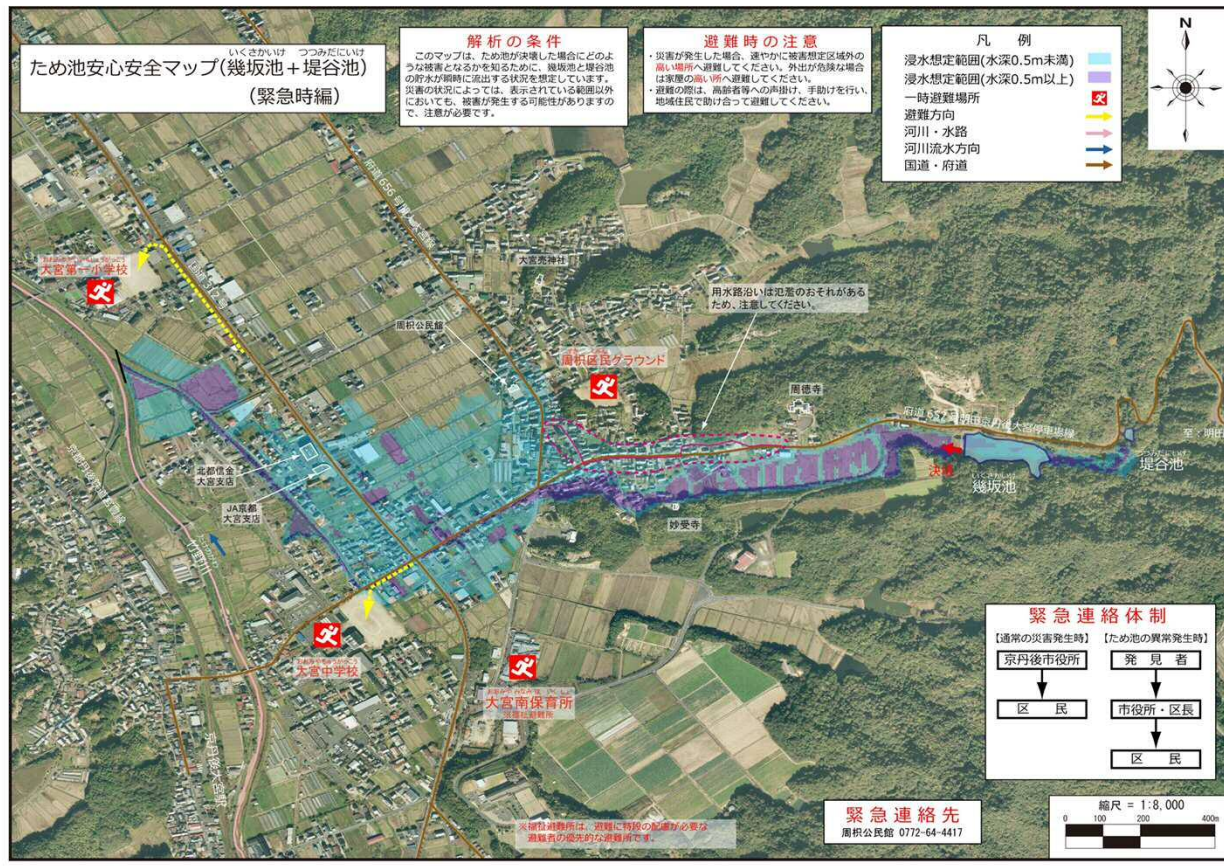
間伐実施後

# 被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

## <防災重点ため池ハザードマップの作成>

京丹後市

概要 京丹後市に存在する防災重点ため池を対象に、万が一に備え被害想定区域等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成を実施。



○ハザードマップ作成状況  
 ~令和元年度: 19池  
 令和2年度: 11池  
 令和3年度: 17池



# 被害軽減、早期復旧・復興の対策事例 ＜防災マップ・ハザードマップの作成・普及＞

京丹後市

## 概要

災害時における避難の促進、避難行動等を市民に周知するため、土砂災害・洪水・洪水・地震等に対応した各種マップ作成し、市内全世帯への配布を行った。また、転入者等に対して適宜配布を行っている。

### 京丹後市防災マップ

洪水・土砂災害に備えて

**避難情報の種類**

災害の危険性が高まったとき、市から避難情報が発令されます。市から発令される避難情報は3種類あります。どの情報を判断し、適切な行動をとってください。また、避難準備情報や避難勧告が発令されていても、状況によっては避難所に避難することが危険な場合もあります。下記の **水平避難**と**垂直避難** を参考に、その時取れる一番安全な方法を取ってください。

避難情報	避難方法	伝達方法
<b>避難準備情報</b> ●これまでの災害の経験から、高齢者や障がい者などの避難に時間がかかる人(要配慮者)は、この時点で自主的に避難所への避難行動を開始することが重要です。 ●今後の気象情報などに注意し、いつでも避難ができるよう準備をしてください。	<b>避難方法</b> ●水平避難(避難所へ) ●垂直避難(高層階へ) ●サイレン吹鳴(サイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分)	<b>伝達方法</b> ●防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車
<b>避難勧告</b> ●直ちに避難所へ避難してください。(避難勧告と異なる場合があります)	<b>避難方法</b> ●水平避難(避難所へ) ●垂直避難(高層階へ) ●サイレン吹鳴(サイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分)	<b>伝達方法</b> ●防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車、区長への連絡
<b>避難指示</b> ●直ちに避難所へ避難してください。(避難勧告と異なる場合があります)	<b>避難方法</b> ●水平避難(避難所へ) ●垂直避難(高層階へ) ●サイレン吹鳴(サイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分ー休止5秒ーサイレン1分)	<b>伝達方法</b> ●市職員、消防団員、区役員などによる避難指示

マップの他、気象情報の見方、避難行動の方法、避難情報の種類、水位の程度、非常用持ち出し袋の防災備蓄品等の紹介を行っています。

**防災・減災の基本**

防災・減災の基本は、日頃から災害に備え、「自助」、「共助」、「公助」が、互いに連携し被害を最小限にとどめることです。

自助

自分の命は自分で守る

共助

みんなで協力して地域の防災力を高めよう

公助

行政や防災関係機関が災害からみんなを守る

**自主防災組織の役割と活動**

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために結成される組織が「自主防災組織」です。日頃から防災に関する様々な取り組みを行うとともに、災害発生時には被害を最小限に抑えようとする活動を行います。

平常時の取り組み	災害時の活動
●緊急時連絡網の作成 ●防災訓練の実施	●被災者の救出確保 ●初期消火活動 ●被害状況の収集・伝達
●防災資機材の整備 ●避難経路・危険箇所の確認	●住民の安否確認 ●避難誘導

**避難行動要支援者について**

避難行動要支援者とは、年齢や障がい、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に何らかのハンデを負っている人々のことです。一般に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人の方などが該当します。地域で協力しあいがら、近所の避難行動要支援者の安否確認、避難施設への移動を支援しましょう。

<b>高齢者・病人</b> ●高齢者や病人は、避難所まで移動する。 ●避難の介助を要する。
<b>目の不自由な方</b> ●声をかけ情報を伝える。 ●誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひしひしと杖を触らせてもらい、安全な場所まで誘導する。
<b>聴力の不自由な方(車椅子)</b> ●避難所は2人以上以上必要。上り降りの際、手すりや杖を必要に応じて使用する。 ●車椅子が1人の場合、ひもなどを活用し、お誘いを要する。
<b>耳の不自由な方</b> ●耳元では、口元から目元、手元とわかりやすく伝える。 ●手話、筆談、身振りなどによって情報を伝える。
<b>外国人の方</b> ●話すときは、やさしい日本語で話しかける。 ●避難している ●逃げている ●避難の手順や避難所について、わからないようにする。

6

# 被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

## <水害リスクに対する市民への理解促進>

京丹後市

概要

風水害における土砂災害や洪水での避難を呼びかける避難情報の理解と積極的な活用をすすめるための周知・広報を行っている。

### 災害そなえるポイント

災害(台風・大雨など)に備えた避難行動を。point

近年、これまでにない規模の豪雨などが各地に甚大な被害を被害をもたらしています。「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分で守る」という自助・共助の防災意識を持ち、災害から身を守るためのポイントを押さえて、百こころから災害に備えましょう。

**Point 1.** 逃げ遅れゼロへ 早めの避難を考慮しておく。

警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難。

台風の接近などで災害発生の可能性が高いと思われる地域では、発令される前でも早めに避難を考慮しておく必要があります。

警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難。

地域で声を掛け合って、早めに近くの避難所など安全な場所へ避難。

災害時には、刻一刻と状況が変化します。地域ごとに被害状況が異なるため、ご近所同士の情報共有がとても頼りになります。

**Point 2.** 逃げ遅れゼロへ 警戒レベルを確認する。

早期注意警報	注意警報	高齢者避難	避難指示	緊急安全確保
<p>備蓄・避難グッズの準備</p>	<p>避難行動避難経路の確認</p>	<p>高齢者・障害者・乳幼児とその家族等の場合は避難を要する方</p>	<p>速やかに避難!</p>	<p>安全確保</p>
警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5

警戒レベルとは、自分の判断で避難行動できるよう気象庁が出す防災気象情報(警戒レベル1~2)と市が出す避難情報(警戒レベル3~5)のことです。警戒レベル3または4が発令された地域の方は、速やかに避難してください。

【主な広報媒体】

- 市広報誌
- 市ホームページ
- 市ケーブルTV

**Point 4.** 備えあれば憂いなし 防災マップ確認のポイント。

1. 自宅や勤務先や通学路などにある身近な危険場所を確認。

2. どのような災害が起こるか考えて避難場所・経路を確認。

避難経路を確認したら、実際に歩いてみて、危険な場所がないか確認してみましょう。また、家族や地域でも話し合ってみましょう。

**check!** 新型コロナウイルス感染症に気を付けた避難のポイント!

災害時は、危険な場所にいる人は避難することが原則です。避難する場合は、感染症対策を踏まえた避難行動を。

**避難場所で気をつけること**

- 避難場所に入る前に、体調チェックを要しましょう
- 発熱や体調不良などがある場合は、避難場所の職員に申し出ましょう
- 避難場所のルールに従って行動しましょう

**避難時に気をつけること**

- マスクを着用して避難場所へ向かいます
- 食料や飲料などの必要な物に加え、衛生用品を持参しましょう

ルール例: 手洗いや消毒、マスク着用、咳エチケット、不要不急の外出を控える、など

**Point 3.** 備えあれば憂いなし 避難行動判定フローをチェックしよう。

洪水や土砂災害に備えて、市が配布している「防災マップ」や「避難行動判定フロー」をチェックしてきましょう。また、広域きょうたんごも月号発動の自分や家族がいざという時に行動できる計画「避難行動タイムライン」を作っておきましょう。

### 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は?

まず、洪水や土砂災害の原簿配布防災MAPで自分の家がどこにあるか確認しましょう。

自宅が浸水想定区域や土砂災害区域のなかにありますか?

いいえ → 原則、避難不要です。 ※原簿と比べて土質や地質のそばなどに住んでいる方は、避難行動を事前に確認しおいてください。

はい → 次の場合は、自宅にとどまり安全確保することも可能です。
 

- ・洪水により要領が関係、撤去しようがれない場所である。
- ・浸水する深さよりも高いところにいる。
- ・湧出した水が引くまで我慢できる。
- ・水・食料などの備えがある。
- ・土砂災害の危険があっても十分丈夫なマンショントップの上側に住んでいる。

別例 → 別居の注意が必要 安全な場所への避難が必要

市が発給する「指定緊急避難場所(洪水等)」や自治会が開設する「地区避難所」へ避難しましょう。避難可能な場合は時刻に応じておきましょう。その場合は、あらかじめ相談しておきましょう。

近くの洪水等の指定緊急避難場所や地区避難場所がどこなのか、また、経路とその安全についても実際に歩いて確認しましょう。

**Point** もしも...逃げ遅れてしまったら

大雨で避難が川のようになってしまう。外に出て避難所に向かうことが危険な場合は、かけがえのない2階の安全な部屋で待たずなど、命を守るためにその時にできる最善の方法を落ち着いて考えて行動してください。

雨が激しすぎると、特別避難するにつれて、その危険性は高まります。できるだけ安全なうちに、速やかに2階の安全な部屋へ移動し、特に2階の安全な部屋へ避難する場合は、早くから避難しましょう。

**概要** 地域または家庭におけるタイムラインを作成し、危険区域からの早期避難やいざという時の避難所や避難経路を再確認する。

**水害対策**  
- SUIGAI TAISAKU -

「避難行動タイムライン」とは



いつどこへどのように  
避難するかを定めておく計画です。



- 「いつ」を決めることで、迷う時間を減らし、見通しを持って速やかな行動を行うことができます。
- 「どこへ」を決めることで、指定緊急避難場所への移動が難しい場合でも、近隣の比較的 안전한場所に避難することができます。
- 「どのように」避難するかを決めることで、避難時の協力関係を確認することができます。

--- 作成例 ---

いつ  
どこへ  
どのように

災害・避難カード		
	水 害	土砂災害
避難の場合 (スイッチ)	○川の洪水警報の危険度分布がうすむらさき色	自分の住んでいる地域で土砂災害警報が発令
避難先	指定緊急避難場所	●●小学校 ▲▲中学校
	次級の避難場所	◆◆さんのお家 ■■■公民館
メモ欄	・避難の際は、防災グッズを持ち出すこと ・○○さんに避難の声をけを行うこと ・災害伝言ダイヤル (171)	

○避難情報が出された場合は、避難行動をとってください  
 高齢者等避難⇒避難に時間を要する人(高齢者/障害者/乳幼児など)とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。  
 避難指示⇒速やかに危険な場所から避難しましょう。

防災

災害はいつ来てもおかしくない！備えあれば憂いなし  
水害時の「避難行動タイムライン」のすすめ

- 市広報誌掲載
- 区長会等での呼びかけ
- ワークショップの開催

地域の自主防災組織などもタイムラインの作成に取り組んでいます。  
あなたの地域でも作成を!



タイムライン作成に向けたワークショップの様子 (久美浜一区)



**概要** 年1回地域や自主防災組織、防災関係機関等と連携を行い、自然災害を想定した各種訓練を実施、また災害時の理念「自助」「共助」を推進する取組として地域防災リーダー研修で防災・減災につなげる。

### 令和3年度 京丹後市防災訓練

～緊急事態宣言下でも自宅でもできる防災対策～

実施日：令和3年8月29日(日)

自宅でもできる防災訓練として、防災行政無線を使用して下記のとおり訓練を実施します。市民のみならず是非、訓練に取り組みましょう。

**① 防災行政無線でお知らせ「避難情報伝達訓練」**

- 1回目 午前8時00分～警戒レベル3 高齢者等避難
- 2回目 午前8時30分～警戒レベル4 避難指示

警戒レベル	避難情報	市民の皆さんが取るべき行動
5	緊急安全確保	命を守る最善の行動
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	高齢者等とその支援者は避難

**② 地震の揺れから身を守る「シェイクアウト訓練」**

- 実施時間 午前8時40分から(1分間程度)
- 訓練場所 それぞれの自宅・職場など

訓練の流れ

① 訓練スタート!

午前8時40分地震発生! 防災行政無線から緊急地震速報(訓練放送)が流れます。

② シェイクアウト!

自分の身を守る!

- ・机の下に隠れる、危ない場所から離れる など

③ 今年はシェイクアウト+1訓練!

今年のシェイクアウト訓練は、プラスワン訓練としてそれぞれの避難経路、避難場所の確認、備蓄品、非常食の確認を行うなど、様々な場面での「もしも」を考えてみましょう。

- 避難場所や避難経路の確認
- 家具の固定など自宅の安全確認 など





○避難情報、行動、避難所運営訓練

○消防資機材の点検、使用訓練

○危険箇所パトロール

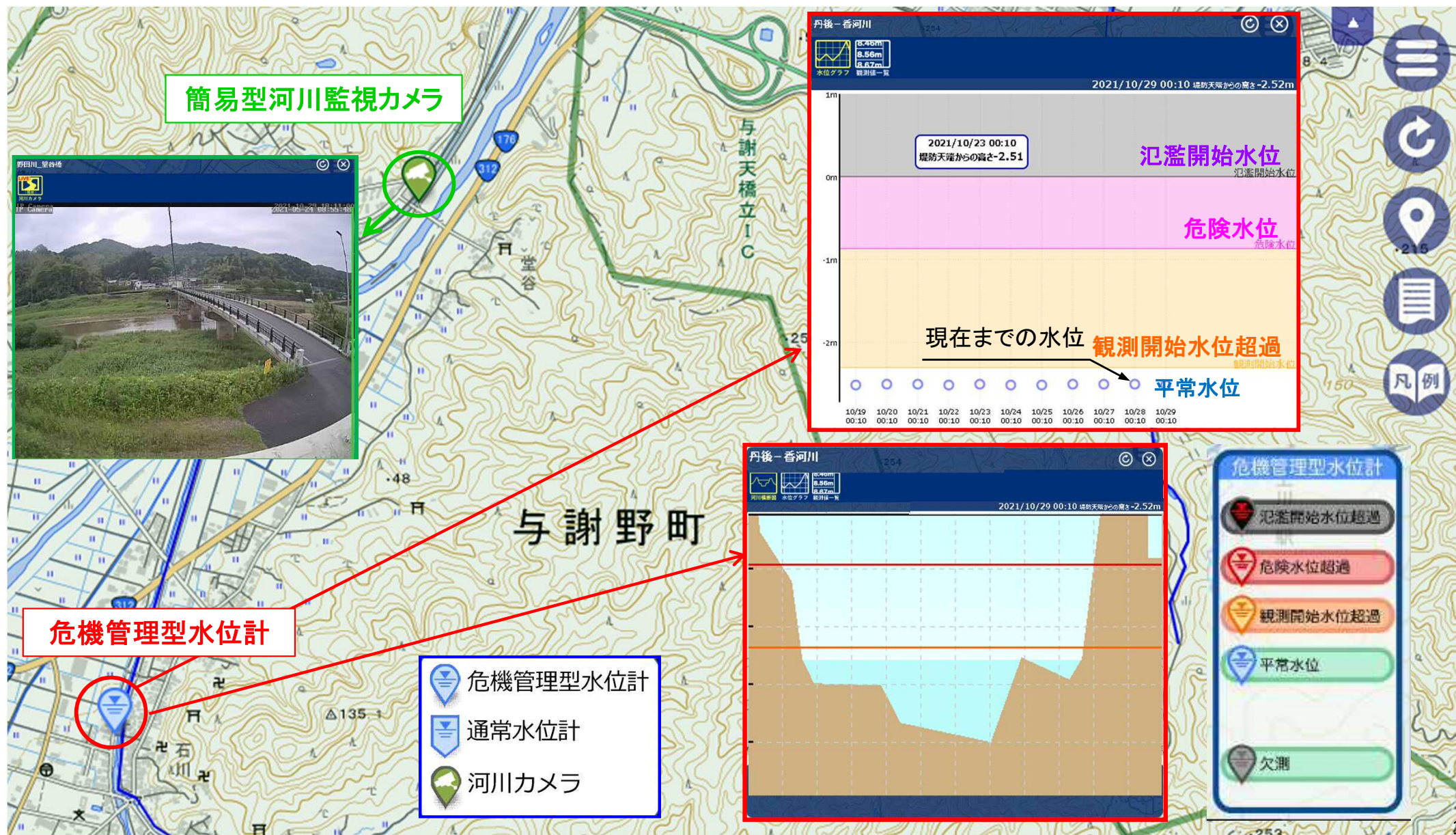
○地域防災力の向上のための講演、研修など

# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを73箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

京都府 建設交通部

## <排水ポンプ車>

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m<sup>3</sup>/min)で、府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

### 【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



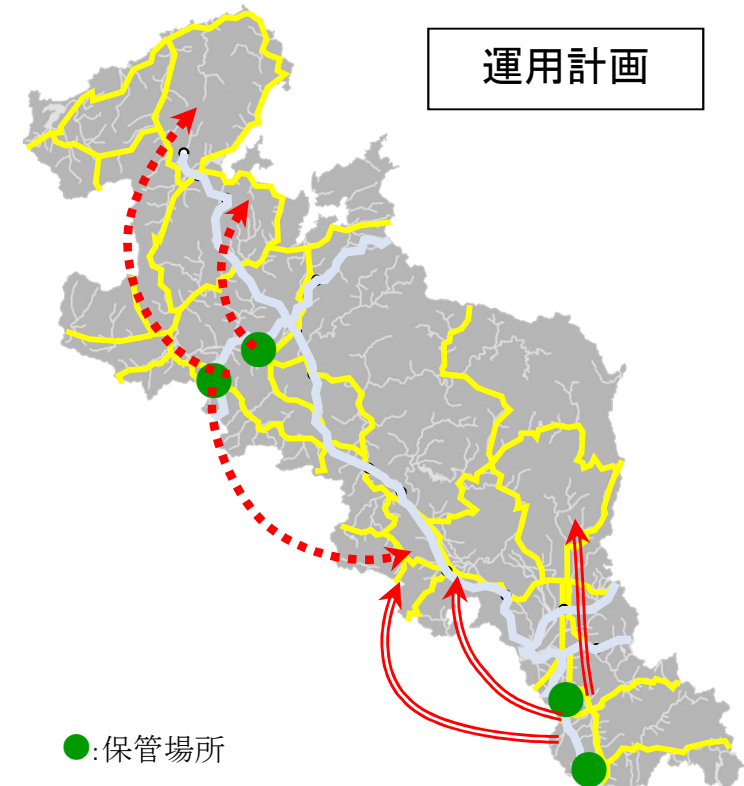
R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況  
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



●:保管場所

# 〈災害からの安全な京都づくり条例〉

## 災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24~H26)の豪雨災害  
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	
防災関係機関	災害復旧

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則	
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮
2 災害危険情報の共有	3 災害に強いまちづくり
<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府は、災害危険情報の整備・公表</li> </ul> <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握 ▲</li> <li>○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討 ▲</li> <li>○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成 ▲</li> <li>○地域住民、従業員等に周知 ▲</li> </ul> <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供</li> <li>○宅建業者は災害危険情報を把握 ■</li> </ul>	<p>④総合的治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川下水道対策 ▲</li> <li>○雨水貯留浸透対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の開発行為には調整池設置 ■</li> <li>・雨水貯留浸透施設の設置 ▲</li> <li>・森林の適正管理 ▲</li> <li>・土地の遊水機能の維持等 ▲</li> </ul> </li> <li>○浸水被害軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物の耐水機能の確保 ▲</li> <li>・排水機場等の適切な操作 ▲</li> <li>・ため池の決壊の防止等 ▲</li> </ul> </li> </ul> <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の安全性の確保 ▲</li> <li>○公共施設の安全性の確保</li> <li>○屋内家具等の安全性の確保 ▲</li> <li>○工作物等の安全性の確保 ▲</li> <li>○指定等文化財建造物の安全性の確保等 ▲</li> </ul> <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府が、市町村の申出により、設置可能</li> <li>○災害種別に応じた事業計画を作成</li> </ul>
4 災害に強い人づくり	5 災害発生時の体制づくり
<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成 ▲</li> <li>○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援</li> </ul> <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加 ▲</li> <li>○府は協力、支援</li> </ul> <p>⑩教育・訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加 ▲</li> <li>○府は支援等</li> </ul> <p>⑪人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄の推進、物資の輸送 ▲</li> <li>○避難行動要支援者への支援等 ▲</li> <li>○帰宅困難者等に対する措置等 ▲</li> <li>○事業継続計画等</li> <li>・京都BCPの推進 ▲</li> </ul>
6 雑 則	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政上の措置</li> <li>○立入検査</li> <li>○市町村条例との関係</li> <li>○規則への委任</li> </ul>	
7 罰 則	
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■：義務</li> <li>▲：努力義務</li> </ul>	